

宮古島市中心市街地活性化基本計画（案）に係るパブリックコメント手続きの実施結果について

- 1 意見の募集期間 令和6年1月12日（金） ～ 令和6年1月26日（金）（15日間）
- 2 意見の提出者数 6人
- 3 意見の件数 30件
- 4 意見の処理状況

項目 処理区分	1 計画案全体に関する意見	2 計画案の基本的な方針、目標等に関する意見 (計画案第1章～第3章)	3 計画案の個別事業に関する意見 (計画案第4章～第8章)	4 その他の意見 (計画案第9章～第12章、その他)	計
A 意見の趣旨等を反映し、計画案に盛り込むもの	0 件	9 件	0 件	0 件	9 件
B 意見の趣旨等は、計画案に盛り込み済みのもの	0 件	1 件	3 件	0 件	4 件
C 計画案には盛り込まないもの	0 件	5 件	0 件	0 件	5 件
D 具体的な事業の立案・実施に当たり参考にするもの	0 件	1 件	6 件	0 件	7 件
E その他意見・要望等	1 件	3 件	0 件	1 件	5 件
計	1 件	19 件	9 件	1 件	30 件

宮古島市中心市街地活性化基本計画（案）に係るパブリックコメント手続きの実施結果について

項目		件数
1	計画案全体に関する意見	1
2	計画案の基本的な方針、目標等に関する意見	19
3	計画案の個別事業に関する意見	9
4	その他の意見	1

処理区分		件数
A	意見の趣旨等を反映し、計画案に盛り込むもの	9
B	意見の趣旨等は、計画案に盛り込み済みのもの	4
C	計画案には盛り込まないもの	5
D	具体的な事業の立案・実施に当たり参考にするもの	7
E	その他意見・要望等	5

番号	項目	意見等の概要	処理区分	意見等に対する検討結果	掲載ページ
1	4	今後の店舗においても宮古島の発展や人口について気になるので資料をいただきたい。	E	ご要望にある「資料」が本基本計画（案）を指しているのであれば、HPにデータを掲載しておりますので、そちらからDLをお願いします。 ご要望にある「資料」が本基本計画（案）に掲載されているいずれかのデータであれば、提供のできる、できないもの含めてご相談させていただければと存じますので、一度ご連絡いただきますようお願いいたします。	
2	2	中心市街地活性化の計画を論じる際の基礎的なデータとして、エリア内の宿泊施設数・収容人数の把握は重要と思われるが、その記載がありません。追加記載をお願い致します。	A	ご意見を踏まえ、市全体ではなく、中心市街地の宿泊施設のデータを記載します。	21
3	2	中央交通のバス停利用者数において、ほぼ観光客の利用に限られるシガラセブンマイルズリゾートの利用者数をみると、相応の相関関係はあり、“市民の利用が主体となっている”と言い切れないのではないか。	A	「令和2年に観光客数が大きく減少したにも関わらず、バス停によっては増加している状況を踏まえると一定規模の市民の利用があると推察される。」に修正します。	28
4	2	利用者数の数値に中央交通の利用者数のみとなっている理由は何かございますでしょうか。平良港、公設市場、北小前は他のバス会社も停車することから、全数把握をすべきではないでしょうか。	C	現状、中心市街地内のバス停毎の利用者数が把握できた中央交通社のみデータを掲載しています。	28,59
5	2	観光消費額が市内の産業として大きなウェイトを占めている事、また観光客の消費をより伸ばすための中心市街地活性化の施策が求められるものと思われます。観光客のニーズ調査の実施をお願い致します。	C	観光客のニーズに関しては、P19において、平良港のクルーズ船外国人観光客の行動内容を把握しておりますが、今後、本基本計画の変更や次期計画の策定にあたり、既往調査データの収集、若しくは改定、策定業務等において改めてニーズ調査は実施していく必要があるものと考えております。	36
6	2	“交流レジャー拠点”、“リゾートアクティビティ”がどのようなものを指すのかイメージがつかめない。例示をお願いいたします。	E	「第1期 宮古島市みなとまちづくり基本計画」で位置づけている旅客受入施設、観光案内所、商業施設、ひらりん公園、はりみず公園等での活動を示しています。	46

宮古島市中心市街地活性化基本計画（案）に係るパブリックコメント手続きの実施結果について

項目		件数
1	計画案全体に関する意見	1
2	計画案の基本的な方針、目標等に関する意見	19
3	計画案の個別事業に関する意見	9
4	その他の意見	1

処理区分		件数
A	意見の趣旨等を反映し、計画案に盛り込むもの	9
B	意見の趣旨等は、計画案に盛り込み済みのもの	4
C	計画案には盛り込まないもの	5
D	具体的な事業の立案・実施に当たり参考にするもの	7
E	その他意見・要望等	5

番号	項目	意見等の概要	処理区分	意見等に対する検討結果	掲載ページ
7	2	実際には、乗り換えの待合スペースもなく、交通結節点が形成されているとは言えないのではないか。乗り換えなど結節点として機能しているかの実態調査が必要だと思いますし、中心市街地活性化のためにも、交通結節点として機能させることを基本計画として定めて頂きたいと思います。	D	市内ほぼ全てのバス路線が中心市街地を通っており、エリアとして交通結節点機能を有していると考えています。 しかし、ご指摘のとおり、現状は待合環境やダイヤを含めた乗継環境が十分とは言えない状況であるため、本市の交通関係計画とも連携しながら、バス事業者、タクシー事業者等の状況や市全体の公共交通のあり方等も考慮し、引き続き検討を進めます。	50
8	2	中心市街地活性化の核となる旧平良庁舎の利活用が決定事項であるのに対し、目標値に加味されていないのは目標設定が適切でないと思われる。	C	今回の目標指標のひとつである「都市福祉施設・観光交流施設の利用者数」は、これまでの利用者数について実績値のある施設を対象に、中心市街地における各種事業を行った上での事業効果の測定が可能な指標にしております。中心市街地でこれまでの実績値が得られた都市福祉施設・観光交流施設は2施設のみであり、旧平良庁舎利活用の実績（基準値）は0人となります。旧平良庁舎利活用の効果を加えると、定量的な指標の推移が把握しにくくなると考えております。 旧平良庁舎利活用については、民間資金の活用による運用を前提に事業者を選定し、これから様々な取組をスタートさせていくところです。民間事業者の今後の運用状況の実態をみつつ、旧平良庁舎利活用の実績値が蓄積された段階で、基準値・目標値を見直しを考えたいと考えております。 また、「中心市街地の来街者（バス利用者数）」において旧平良庁舎利用者数の予測値を用いておりますが、これは中心市街地の来街者数に関連する各種事業による見込み値を推計（旧平良庁舎は床面積と過去の事例からの算出）し、全体の来街者数の増加見込みによりバス利用者数を算出した間接効果を積み上げた指標となります。「都市福祉施設・観光交流施設の利用者数」等の直接効果を示す内容とは計測方法や精度が異なるとともに、民間事業者の今後の運用に指標値が左右されることが想定されます。そのため、今回は「都市福祉施設・観光交流施設の利用者数」の指標から外すこととしております。	56

宮古島市中心市街地活性化基本計画（案）に係るパブリックコメント手続きの実施結果について

項目		件数
1	計画案全体に関する意見	1
2	計画案の基本的な方針、目標等に関する意見	19
3	計画案の個別事業に関する意見	9
4	その他の意見	1

処理区分		件数
A	意見の趣旨等を反映し、計画案に盛り込むもの	9
B	意見の趣旨等は、計画案に盛り込み済みのもの	4
C	計画案には盛り込まないもの	5
D	具体的な事業の立案・実施に当たり参考にするもの	7
E	その他意見・要望等	5

番号	項目	意見等の概要	処理区分	意見等に対する検討結果	掲載ページ
9	2	今後バスの利便性を向上させ、バス利用者を増やす取組を行わなければ、持続可能な観光地として生き残れない。そのような時代の潮流の中、バス利用者が相当利用者が少ない現状の25%程度しか増えないのは目標設定が低すぎると感じます。	C	バス利用者数に関しては、バス事業者の運営方針等に大きく影響されることから、これまでの実績を踏まえつつ、中心市街地での事業効果を見込み設定しています。今後、バス事業者、タクシー事業者等の状況や市全体の公共交通のあり方等も考慮し、検討を進める上での参考とさせていただきます。	59
10	3	以下も西里通り地域での大きな課題ではないかと考えます。 ① 歩きながらの喫煙、飲食店の店先での喫煙は、歩行者が望まない受動喫煙にさらされるため、分煙等の対策が必要ではないか ② タバコのポイ捨ても多くみられることから、タバコのポイ捨てを減らす取り組みも必要ではないか	D	本基本計画を検討するにあたり、「宮古島市中心市街地活性化協議会」においても、タバコの吸い殻やゴミのポイ捨てを含めた「まちの質の低下」について課題として取り上げられておりましたが、現状、具体的な対策についてまでは検討できておりません。 このような中、「まずは通り会全体で検討する体制として【商店街連合会】を組織し、その中で実施事業について検討すべきではないか。」との意見があったことから、当該計画に【商店街連合会の組織化】を事業として位置付けさせていただいておりますので、協議会と並行し、引き続き検討を進める中での実施事業において参考にさせていただきます。	66
11	3	バリアフリー化が、高齢化の進む中心市街地においては必要だと考えます。凱旋通りにおいては、歩道に敷かれた下水の蓋が安定しないため、高齢者等が車道を歩いている姿を見かけます。防犯機能の向上という観点からは、現在、通りに明かりが少なく暗いため、防犯灯の設置を希望します。	D	「街なかウォークラブル推進事業」として、居心地がよく歩きたくなるまちづくりを進めていく予定であり、今後の事業の実施において検討させていただきます。	66
12	3	根間公園整備事業について、健康遊具の設置を希望します。高齢者の運動が習慣化することが期待できると考えます。さらに、ゴミ箱の設置とその後の回収等についても検討いただければと思います。	D	「根間公園整備事業」の具体的な事業検討に際して参考にさせていただきます。	68
13	2	「市内には、空の玄関口として、宮古空港のほか、2018年（平成30年）3月30日に下地島空港が供用開始されている。」は、「2019年（平成31年）3月30日に下地島空港の旅客ターミナルが供用開始」が正しい。	A	「市内には、空の玄関口として、宮古空港のほか、2019年（平成31年）3月30日に下地島空港の旅客ターミナルが供用開始されている。」に修正します。	31
14	2	「宮古空港は、那覇市と空路で1時間の距離にあり、年間100万人以上の利用で推移している。」に、下地島空港についての記述がない。	A	「宮古空港及び下地島空港は、那覇市と空路で約1時間の距離にあり、年間100万人以上の利用で推移している。」に修正します。	31

宮古島市中心市街地活性化基本計画（案）に係るパブリックコメント手続きの実施結果について

項目		件数
1	計画案全体に関する意見	1
2	計画案の基本的な方針、目標等に関する意見	19
3	計画案の個別事業に関する意見	9
4	その他の意見	1

処理区分		件数
A	意見の趣旨等を反映し、計画案に盛り込むもの	9
B	意見の趣旨等は、計画案に盛り込み済みのもの	4
C	計画案には盛り込まないもの	5
D	具体的な事業の立案・実施に当たり参考にするもの	7
E	その他意見・要望等	5

番号	項目	意見等の概要	処理区分	意見等に対する検討結果	掲載ページ
15	2	「宮古空港における搭乗者数」グラフに、下地島空港についての記述がない。	A	ご意見を踏まえ、下地島空港の旅客乗降客数のデータを追加記載します。	31
16	2	「宮古空港における搭乗者数」グラフは、「宮古⇄那覇」とグラフを分ける必要がない。	A	東京・関西等の各都市の直行便効果を分かりやすく示すためにグラフを分けておりましたが、グラフ・凡例が煩雑になってしまっていましたので、ご意見を踏まえ、県内と県外の分類により分かりやすく整理します。	31
17	2	「市内の入域観光客数は、宮古空港での東京や大阪などとの直行便の強化、平良港でのクルーズ船の寄港などにより増加傾向にあり、平成30年には100万人を超えている。」に下地島空港についての記述がない。	A	「市内の入域観光客数は、宮古空港での東京や大阪などとの直行便の強化、下地島空港の旅客ターミナルの供用開始、平良港でのクルーズ船の寄港などにより、平成30年には100万人を超え、コロナ禍を経た今、なお増加傾向にある。」に修正します。	43
18	2	「中心市街地は、海の玄関口である平良港、空の玄関口である宮古空港を連携する位置にあり、周辺には行政機能の集積するエリア、都市型リゾートを形成するエリアがある。」に、下地島空港についての記述がない。	A	「位置設定の考え方」は、「古くより蔵本などの官公庁施設が置かれ、商業系の土地利用の基礎が築かれたエリアである」という歴史的背景、本基本計画と本市都市計画マスタープランとの整合を踏まえ、「海・空それぞれの玄関口である平良港と宮古空港と連携する都市骨格軸上に位置にする」という旨の内容を記載しております。 下地島空港についても、本市都市計画マスタープランにおいては宮古空港と同様に「広域交通・交流拠点」として位置付けておりますが、あえて記述せずとも中心市街地の位置設定の考え方を説明する内容としては充足しているものと考えておりますので、「空の玄関口が他にもある」ことが分かるようにする追記のみとさせていただきます。 「中心市街地は、海の玄関口である平良港、空の玄関口のひとつである宮古空港及び下地島空港を連携する位置にあり、周辺には行政機能の集積するエリア、都市型リゾートを形成するエリアがある。」	47
19	2	「市の空の玄関口である宮古空港から中心市街地までは、約15分で連絡している。」に、下地島空港についての記述がない。	A	「市の空の玄関口である宮古空港から中心市街地までは約15分で、下地島空港から中心市街地までは約25分で連絡している。」に修正します。	50

宮古島市中心市街地活性化基本計画（案）に係るパブリックコメント手続きの実施結果について

項目		件数
1	計画案全体に関する意見	1
2	計画案の基本的な方針、目標等に関する意見	19
3	計画案の個別事業に関する意見	9
4	その他の意見	1

処理区分		件数
A	意見の趣旨等を反映し、計画案に盛り込むもの	9
B	意見の趣旨等は、計画案に盛り込み済みのもの	4
C	計画案には盛り込まないもの	5
D	具体的な事業の立案・実施に当たり参考にするもの	7
E	その他意見・要望等	5

番号	項目	意見等の概要	処理区分	意見等に対する検討結果	掲載ページ
20	3	<p>今後は運転できない観光客が増加すること、バス利用ができればレンタカーを借りない旅行スタイルを選ぶ可能性が高まることなどを踏まえると、中心市街地に“駐車場”ではなく、“バスターミナル”を整備するのが理にかなった施策ではないか。</p>	B	<p>ご意見にもあるとおり、高齢者の運転免許が今後も自主返納されていくこと、また、若年層の免許取得率が低下していることなどを踏まえると、多様な移動手段の導入は必要不可欠であり、公共交通が担う役割は非常に重要なものと考えております。</p> <p>このことから、「公共交通機関を利用した中心市街地へのアクセス利便性を高めるための拠点となる施設」を整備するにあたっては、本市の交通関係計画とも連携しながら、バス事業者、タクシー事業者等の状況や市全体の公共交通のあり方等も考慮する必要がありますので、本基本計画では、P87に「交通ターミナル整備検討」を事業として位置付け、計画策定後も引き続き検討することとしています。</p> <p>一方、住民における中心市街地へのアクセスは自動車の割合が圧倒的に多く、P39の「中心市街地の理想の将来像」においても「車で訪れやすいまち」が上位となっていることから、一定数の駐車場の確保は必要であると考えております。</p> <p>しかしながら、近年の中心市街地においては、本市において最も土地の高度利用が可能なエリアであるにもかかわらず、青空駐車場のような低未利用地が増加しており、スポンジ化の進展と共に、商業サービスの床面積が減少傾向にあります。</p> <p>これらの背景、課題もあり、また、土地の高度利用や低未利用地の集約等により、多様共用立体駐車場や商用テナントの整備を行っていただきたいのご意見をいただきましたので、基本方針にも盛り込んだ上で、P70「自走式共用駐車場の整備事業」、P84に「商業施設等の再編・整備事業」をそれぞれ位置付けさせていただいております。</p>	46
21	3	<p>今後の観光客の利用を促すためには、レンタカー以外での往来が可能であることが必要不可欠であり、例えば、旧平良第2庁舎跡地を、バスターミナルとして整備し、交通結節点機能に位置付けることを検討いただきたい。</p>	B	<p>来街機会の増加を目的とする「公共交通機関を利用した中心市街地へのアクセス利便性を高めるための拠点となる施設」（交通ターミナル等）の必要性については理解しておりますが、実施場所、実施主体等も含め、本基本計画に具体的に位置付けられるまでの検討に至っておりません。</p> <p>当該施設を整備するにあたっては、本市の交通関係計画とも連携しながら、バス事業者、タクシー事業者等の状況や市全体の公共交通のあり方等も考慮する必要がありますので、本基本計画では、P87に「交通ターミナル整備検討」を事業として位置付け、引き続き検討することとしています。</p>	46

宮古島市中心市街地活性化基本計画（案）に係るパブリックコメント手続きの実施結果について

項目		件数
1	計画案全体に関する意見	1
2	計画案の基本的な方針、目標等に関する意見	19
3	計画案の個別事業に関する意見	9
4	その他の意見	1

処理区分		件数
A	意見の趣旨等を反映し、計画案に盛り込むもの	9
B	意見の趣旨等は、計画案に盛り込み済みのもの	4
C	計画案には盛り込まないもの	5
D	具体的な事業の立案・実施に当たり参考にするもの	7
E	その他意見・要望等	5

番号	項目	意見等の概要	処理区分	意見等に対する検討結果	掲載ページ
2 2	3	現状の宮古島を考えると、まず目標 1 では中心市街地の充実化を優先するべきであり、旧平良庁舎の利活用にて、観光客の全員が向かいとなるような「圧倒的に賑わう施設」を実現させたいです。またこの施設は、当然、空路の観光客の目的地にもなる施設なので、各空港からバス等で有機的につなげる必要があると思います。	D	平良庁舎の利活用事業として、事業者の発案による独自のビジネスモデルを導入することから、持続可能な施設の運営を目指していきます。 当該施設と空港との連絡については、利活用事業者とも連携しながら検討を進めてまいります。	54
2 3	3	現在の人の流れの中心である「西里大通り」については、車両の通行を取りやめて「歩行者天国」とし、昼も夜も歩きやすい安全な道にするべきであると考えます。宮古島の中心市街地＝島の顔となる通りなので、無電柱化・街路灯整備、タイル・レンガ舗装、緑化（根間公園整備との連携）等、力を注ぎ、観光客も市民も、昼も夜も安全で、歩くことが楽しく気持ちよく、魅力的な街並みにしたいです。	B	「西里大通り」については、現にそこに居住されている方、商売を営まれている方もいらっしゃいますので、これらの皆様の合意・同意なくして実現させることはできません。 まずは、P83に位置付けている「街なかウォークアブル推進事業」として、居心地がよく歩きたくなるまちづくりを進めていく予定であり、今後の事業の実施において参考にさせていただきます。	54
2 4	1	中心市街地を活性化させる必要性は？分散活性化ではいけないのか？	E	中心市街地は、商業や居住、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、長い歴史の中で地域の文化と伝統を育んできた「まちの顔」ともいべき地域ですが、人口減少や庁舎機能の移転などの課題があることから、コミュニティの衰退やまち全体の経済への悪影響も懸念され、都市機能の増進、経済活力の向上を目指すことが必要となっています。	
2 5	2	牽引役の旅行者の潜在的ニーズの分析は？顕在化ニーズだけでは不十分。	C	観光客のニーズに関しては、P19において、平良港のクルーズ船外国人観光客の行動内容を把握しております。今後、基本計画の変更や次期計画の策定にあたり、既往調査データの収集、若しくは改定、策定業務等において改めてニーズ調査は実施していく必要があるものと考えております。	
2 6	3	クルーズ客に比べ航空来島客が宿泊を含め圧倒している力を中心市街地の活性化策に結び付けられないのは片手落ちではないか？	D	中心市街地には平良港が位置していますが、宮古空港、下地島空港も空の重要な玄関口として認識しており、空港利用者の回遊等による賑わいの創出も重要と考えています。	
2 7	2	中心市街地がなぜ賑わいを失っているのかの根本原因を明示していない。根本原因を明示しないままの課題提示は曖昧な言葉（魅力）の羅列になる。	B	本計画は、統計データ等による客観的分析とともに、宮古島市中心市街地活性化協議会からの意見などを踏まえ、課題等を整理しています。	

宮古島市中心市街地活性化基本計画（案）に係るパブリックコメント手続きの実施結果について

項目		件数
1	計画案全体に関する意見	1
2	計画案の基本的な方針、目標等に関する意見	19
3	計画案の個別事業に関する意見	9
4	その他の意見	1

処理区分		件数
A	意見の趣旨等を反映し、計画案に盛り込むもの	9
B	意見の趣旨等は、計画案に盛り込み済みのもの	4
C	計画案には盛り込まないもの	5
D	具体的な事業の立案・実施に当たり参考にするもの	7
E	その他意見・要望等	5

番号	項目	意見等の概要	処理区分	意見等に対する検討結果	掲載ページ
28	2	分散活性化しつつある中で中心市街地の魅力とは何か？を掘下げていない。	E	中心市街地は、商業や居住、公共サービス等の多様な都市機能が集積し、長い歴史の中で地域の文化と伝統を育んできた「まちの顔」ともいべき地域と認識しています。	
29	3	飲食：横浜ラーメン博物館のようなテーマを決めた競争環境の仕組みづくり 眺望：港湾エリアにタワーや高層ビルを特別認可しシンボルをつくる。 昼間は眺望、夜は港湾、大橋、佐良浜のライトアップ飲食、パー 憩い；宮古島の強い日差しや強風を避けられる中庭式（欧州）公園づくり 朝市を定例化し定常的な賑わいづくりを演出。	D	具体的な個別事業の検討の参考にさせていただきます。	
30	2	基準値に比べ目標値が低位設定なので基本計画の真意が問われる。	E	目標値の設定に際しては、本基本計画に位置づけた5年間の具体的な事業の効果を積み上げた値としています。	56